



# 高萩市地域防災計画

(平成30年度版)

平成31年3月

高萩市防災会議

# はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された市民の皆様にお見舞い申し上げます。

東日本大震災において、本市は震度 6 強を記録し、死者 1 名、負傷者 20 名計 21 名の人的被害が発生しました。地震により全壊、半壊、一部損壊など 5,000 棟以上が被災し、沿岸地域では津波により床上浸水 10 棟、床下浸水 18 棟の被害が発生しました。最大時避難所 1 2 箇所において、4,845 人の市民が避難所生活を余儀なくされました。

断水、停電、電話の不通など市内全域でライフラインが寸断され、道路や河川も各所で損壊しました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所において原子力災害が発生し、本市においても放射線量測定や除染等の対策、観光・農産物等への風評被害対策に努めているところです。

東日本大震災の経験から、平成 25 年 3 月に津波対策に重点をおき、復旧・復興を推進するため本計画の全面的な見直しをおこない様々な防災・減災に関する取り組みを進めてきました。

こうした中、茨城県が新たに県内に想定される 7 つの地震被害想定（平成 30 年 12 月 19 日発表）を発表いたしました。このうち、本市に最も被害を及ぼす地震として、F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震で、本市では最大震度 7 で、最大の人的被害は、死者 257 名、負傷者 902 名、建物被害は、全壊 4,312 棟、半壊 3,152 棟と想定されました。また、近年多発する、豪雨災害や豪雪、突風災害等様々な災害が全国各地で発生しているとともに、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生も危惧されており、より一層の防災・減災への対応が求められております。

こうした背景から、本計画の更なる充実を図るため見直しを行い、市民・地域・企業などが自ら積極的に行動する「自助」及び「共助」と行政等が行動する「公助」とのバランスの取れた連携・対応による地域防災力の向上を図り、総合的な防災・減災対策を推進し災害に強い「安全・安心な街づくり」に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成 31 年（2019 年）3 月

高萩市防災会議 会長

高萩市長 大 部 勝 規

# 第1編 総則

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>2</b>
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の運用	4
<b>第2章 地域防災計画の基本方針</b>	<b>5</b>
第1節 地域防災計画の防災目標・基本方針	5
<b>第3章 計画の主体と役割</b>	<b>6</b>
第1節 各主体の役割	6
第2節 各防災機関が処理すべき事務または業務	7
第3節 高萩市の防災組織	10
<b>第4章 高萩市における災害の歴史</b>	<b>11</b>
第1節 気象災害の歴史	11
第2節 地震災害の歴史	14
第3節 津波災害の歴史	16
<b>第5章 高萩市における被害の想定</b>	<b>17</b>
第1節 被害の想定	17
第2節 高萩市の防災上の課題	21

## 第2編 災害予防計画

<b>第1章 防災体制を整備する</b> . . . . .	<b>24</b>
第1節 災害に強い組織をつくる . . . . .	25
第2節 災害に強いひとをつくる . . . . .	30
第3節 災害時の連携体制をつくる . . . . .	32
第4節 情報収集伝達体制を整備する . . . . .	39
第5節 消防・救急・医療体制を整備する . . . . .	46
第6節 緊急輸送手段を整備する . . . . .	51
第7節 避難収容体制を整備する . . . . .	53
第8節 緊急物資確保体制を整備する . . . . .	58
第9節 避難行動要支援者支援体制を整備する . . . . .	61
第10節 帰宅困難者支援体制を整備する . . . . .	67
第11節 災害廃棄物対策を整備する . . . . .	70
第12節 文化財を災害から守る . . . . .	72
<b>第2章 地域防災力を向上する</b> . . . . .	<b>74</b>
第1節 防災意識を高める . . . . .	75
第2節 自主防災体制を整備する . . . . .	81
第3節 ボランティアの活動環境を整備する . . . . .	82
第4節 企業の防災力を向上する . . . . .	85
<b>第3章 災害予防対策を推進する</b> . . . . .	<b>87</b>
第1節 都市防災機能を強化する . . . . .	88
第2節 地震災害予防対策を推進する . . . . .	94
第3節 津波災害予防対策を推進する . . . . .	99
第4節 水害予防対策を推進する . . . . .	106
第5節 地盤災害予防対策を推進する . . . . .	107
第6節 武力攻撃災害対策等を推進する . . . . .	109

## 第3編 災害応急対策計画

<b>第1章 災害応急活動体制を確立する</b>	<b>113</b>
第1節 職員を動員配備する	114
第2節 災害警戒体制を整備する	117
第3節 災害対策本部を設置・運営する	120
第4節 自衛隊に災害派遣を要請する	128
第5節 広域応援を要請する	131
<b>第2章 情報収集伝達・警戒活動を実施する</b>	<b>139</b>
第1節 災害情報を収集・伝達する	140
第2節 災害情報を広報・広聴する	151
<b>第3章 消火、救助、救急、医療救護活動を実施する</b>	<b>158</b>
第1節 消火、救助、救急活動を実施する	159
第2節 医療救護活動を実施する	165
<b>第4章 避難活動を実施する</b>	<b>173</b>
第1節 避難誘導を実施する	174
第2節 避難所を開設・運営する	182
第3節 避難行動要支援者を支援する	191
第4節 避難所外避難者を支援する	208
第5節 帰宅困難者を支援する	210
<b>第5章 緊急輸送及び交通規制を実施する</b>	<b>213</b>
第1節 緊急輸送を実施する	214
第2節 交通規制を実施する	219
<b>第6章 施設の応急復旧を実施する</b>	<b>220</b>
第1節 公共施設の応急復旧を実施する	221
第2節 民間建築物等の応急対策を実施する	225

第3節	ライフラインの応急復旧を実施する	227
第4節	農業用施設の応急復旧を実施する	232
<b>第7章</b>	<b>各種災害の応急対策を実施する</b>	<b>234</b>
第1節	土砂災害等への応急対策を実施する	235
第2節	洪水・高潮への応急対策を実施する	239
第3節	危険物等災害の応急対策を実施する	241
第4節	大規模事故の応急対策を実施する	247
第5節	海上事故災害の応急対策を実施する	254
<b>第8章</b>	<b>社会環境を確保する</b>	<b>258</b>
第1節	防疫・保健衛生対策を実施する	259
第2節	廃棄物を処理する	264
第3節	捜索活動・遺体収容等を実施する	270
第4節	災害警備を実施する	273
<b>第9章</b>	<b>被災者の生活を支援する</b>	<b>274</b>
第1節	被災者を把握する	275
第2節	被災者の心のケア対策を実施する	278
第3節	災害救助法等による救助を行う	283
第4節	緊急物資を供給する	288
第5節	被災者の生活再建を支援する	295
第6節	応急教育を実施する	306
第7節	災害ボランティアを受け入れる	311

## 第4編 災害復旧・復興対策計画

第1章 災害復旧計画	314
------------	-----

第1節 被災地域の復旧を図る	315
----------------	-----

第2章 災害復興計画	321
------------	-----

第1節 被災地の復興を図る	322
---------------	-----

## 第5編 原子力災害対策計画編

<b>第1章 総則</b>	<b>327</b>
第1節 計画の目的	329
第2節 計画の性格	329
第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲	329
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	331
第5節 特定事象に該当しない事故への対応	331
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	332
<b>第2章 原子力災害予防対策</b>	<b>333</b>
第1節 基本方針	333
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	333
第3節 原子力防災専門官（原子力アドバイザー）との連携	333
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	333
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	334
第6節 緊急事態応急体制の整備	337
第7節 避難収容活動体制の整備	340
第8節 緊急輸送活動体制の整備	343
第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	343
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	345
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	345
第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	346
第13節 防災業務関係者の人材育成	346
第14節 防災訓練等の実施	347
第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	349
第16節 災害復旧への備え	349
<b>第3章 緊急事態応急対策</b>	<b>350</b>
第1節 基本方針	350
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	350
第3節 活動体制の確立	352
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	355
第5節 治安の確保及び火災の予防	358
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	359
第7節 緊急輸送活動	360
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	361



第9節	住民等への的確な情報伝達活動	364
第10節	自発的支援の受入れ等	365
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	366
第12節	避難行動要支援者対応	366
<b>第4章</b>	<b>原子力災害中期対策</b>	<b>367</b>
第1節	基本方針	367
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	367
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域の設定	367
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	367
第5節	各種制限措置の解除	367
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	367
第7節	被災者等の生活再建等の支援	368
第8節	風評被害等の影響の軽減	368
第9節	被災中小企業等に対する支援	368
第10節	心身の健康相談体制の整備	368

## 第6編 資料編

第1章 資料集	368
第1節 関係条例・規則等	369
1-1 高萩市防災会議条例	369
1-2 高萩市防災会議委員名簿	371
1-3 高萩市災害対策本部条例	372
1-4 高萩市防災行政無線管理運用規程	373
1-5 高萩市防災行政無線運用細則	384
1-6 高萩市災害見舞金等支給条例	391
1-7 高萩市災害弔慰金の支給等に関する条例	394
1-8 基地局および移動局の呼出名称・番号	399
第2節 組織編成等	402
2-1 災害対策本部の各部編成	402
2-2 災害対策本部の分掌事務	403
第3節 高萩市の地勢等	408
3-1 用途地域の指定状況	408
3-2 防火地域及び準防火地域の指定状況	408
第4節 河川・水防および海岸	409
4-1 河川の状況	409
4-2 ダムの設置状況	411
4-3 海岸保全区域指定状況	411
第5節 道路および輸送	412
5-1 道路の整備状況	412
5-2 橋梁の整備状況	414
5-3 異常気象時通行規制区間	418
5-4 都市計画道路の整備状況	418
5-5 高萩市災害応急ヘリコプター発着場	419
5-6 緊急輸送道路の指定状況	427
第6節 施設・避難所等	428
6-1 都市公園等の整備状況	428
6-2 小・中学校、幼稚園および保育所の施設状況	429
6-3 社会教育施設の現況	431
6-4 水道施設の現況	432

6-5	指定文化財一覧表	433
6-6	市の機関等	434
6-7	避難所	437
6-8	危険物製造所類別調	438
第7節	配備および給水拠点	439
7-1	消防ポンプの配備および出動区域	439
7-2	配水池の最大貯水量	440
第8節	農作物	441
8-1	農作物対策	441
8-2	農作物の応急措置	443
第9節	危険箇所等	444
9-1	急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜崩壊危険箇所	446
9-2	地すべり防止区域	448
9-3	地すべり危険区域	448
9-4	土石流危険溪流およびそれに準じる溪流	449
9-5	崩壊土砂流出危険地区	450
9-6	山腹崩壊危険地区	453
9-7	海岸防災荒廃危険地区	453
第10節	基準等	458
10-1	気象予・警報の種類および発表基準	458
10-2	火災気象通報の実施基準	461
10-3	危険区域内の雨量基準と危険度	462
10-4	被害の判定基準	463
10-5	災害弔慰金	466
10-6	災害障害見舞金	466
10-7	災害援護資金	467
10-8	災害援助に要する費用限度額	468
10-9	死体の処理に必要な費用の範囲および限度額	468
10-10	被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表	469
10-11	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	470
10-12	災害救助の種類・期間・費用の限度額等	471
10-13	激甚災害基準	476
第11節	情報・報告等	478
11-1	災害報告の区分と内容	478
11-2	非常・緊急通話の内容	479
11-3	非常・緊急電報の内容	480
11-4	非常通信における送受信の内容	482

11-5	非常無線通信取扱機関の状況	483
11-6	放送局と周波数	484
11-7	放送事業者関係者名簿<発令時>の情報提供・連絡先	484
第12節	関係機関関連	485
12-1	消防組織	485
12-2	消防施設	487
12-3	消防本部(署)通信網	488
12-4	防火対象物調	489
12-5	自衛隊の災害派遣時実施事項および内容	490
12-6	東日本電信電話株式会社茨城支店における各班の役割	491
12-7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における各班の役割	493
12-8	漏水修理工事協力事業者	494
12-9	防災ボランティアの区分と受入れ	494
第13節	様式集	495
13-1	様式第1号「被害状況等報告」	495
13-2	様式第2号「被害概況即報」	496
13-3	様式第3号「災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表」	497
13-4	様式第4号「避難所設置報告書」	498
13-5	様式第5号「避難所収容者名簿報告書」	499
13-6	様式第6号「避難所収容状況報告書」	500
13-7	様式第7号「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」	501
13-8	様式第8号「自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼書」	502
13-9	様式第9号「避難勧告等発令情報」	503